

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2009年（平成21年）12月25日

福山市長 羽田 皓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）山陽マルナカ福山店
所在地 福山市加茂町字上加茂字中曾禰243番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社山陽マルナカ 代表取締役 中山 明憲
住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2
 - (2) 小売業を行う者
名称 株式会社山陽マルナカ 代表取締役 中山 明憲
住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
2010年（平成22年）8月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,904平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
140台
 - (2) 駐輪場の収容台数
87台
 - (3) 荷さばき施設の面積
95.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
38.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時, 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

7 届出年月日

2009年(平成21年)12月18日

8 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部商工課及び福山市企画総務局企画部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2009年(平成21年)12月25日から2010年(平成22年)4月26日まで

9 意見書の提出

(1) 提出期限

2010年(平成22年)4月26日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部商工課